

IV. 人道・復興支援

		コメント
		<p>＜質問＞</p> <p>1. 全体的に、「ジェンダー視点」が「ジェンダー配慮」に置き換わっているところが多いが、それはなぜでしょうか？</p> <p>すなわち、そこが変わることで何がどう変わるのでしょうか？</p> <p>2. 「登録」が目標ごと削除されています。おそらくは、日本政府が行う援助にそれが含まれないからという考え方かと推察しますが、そういう理由でしょうか？</p> <p>一方で、国連向けに拠出する資金の中で、また NGO 等への助成金・補助金の中でも関連する場合もあると思います。「プロテクション」に係る事業では、常に「登録」が基本となるところから、そこを意識していくという意味でも、また国内の災害救援でも重要さが理解されつつあるところから、ある程度残してもいい(困らない)</p>

		<p>ものとは思われますが、、、</p> <p><要望></p> <p>1. 市民連絡会からの提案では、目標 1 具体策 1 【初動調査】〈指標 3〉、目標 2 具体策 2 【固有の状況・ニーズの反映】〈指標 2〉、目標 3 具体策 1 【計画策定】〈指標 4〉において、「管理職への研修」の必要がありましたが、外務省からの第二稿ではすべて削除されています。ジェンダー主流化に関する研修をワーキングレベルのみで受けていては影響が限られてしまい、プロジェクトの責任者である管理職が履修して初めて、計画、実施、モニタリング、評価のすべての段階でジェンダー主流から実現されると考えます。これができないと考えられる理由があれば、それをご説明いただければと思います</p>
大目標	女性・女児等の固有の状況・ニーズが反映され、女性のエンパワーメントが促進され、また、女性の参画が確保された形で人道・復興支援が実施される。	「女性・女児等を含む多様な受益者」に変更。
意義	紛争や災害発生時には、難民や国内避難民が発生し、また、その場で	・ハイライト部分を「種々の国際

と 狙 い	<p>救援を待つ者が存在する。そのような状況下では、家族、コミュニティ等の既存の保護の仕組みは失われ、リスクや窮迫の度合いが高まることを念頭に置き、速やかに緊急人道支援を行う必要がある。その際には、女性・女児等の固有の状況・ニーズと権利の確保に対処することが肝要である。また、支援の実施に当たっては、種々のガイドライン¹に沿って他の支援国とも協調することで受入国側の負担を軽減する取組が求められる。</p> <p>さらに、紛争・災害後の人道・復興支援においては、援助側、被援助側双方で、初動調査、計画策定、実施、モニタリング・評価等、全ての過程で女性の意思決定への参加を確保するとともに、女性のエンパワーメントを行い、ジェンダー平等が確保されるよう配慮することが重要である。</p>			<p>的な行動規範」に変更。</p> <p>・末尾に以下の文言を追加： 「このような取り組みが、政府の支援事業だけでなく、日本のNGO・NPO等による事業によっても幅広く適用され、多くの好事例が生み出されるよう最善を尽くすべきである。」</p>	
目 標 1	<p>【緊急人道支援期】紛争下や紛争・災害の直後等の緊急人道支援の段階では、女性・女児等が特に脆弱な状況に置かれることに留意し、支援活動を計画・実施する。</p>				
	<p>具体策 1 【初動調査】</p>	<p>緊急支援や人道支援を計画・実施する際、可能な範囲での性別・年齢層別の情報収集、女性・女児等の固有の状況・ニーズの把握。</p>	<p>〈指標 1〉性別・年齢層別のニーズ、特に女性・女児等の固有の状況・ニーズ等に配慮した支援の好事例の特定と周知状況。 〈指標 2〉国際機関からの報告書におけるジェンダー配慮の状況。</p>	<p>外務省 JICA</p>	<p>ハイライト部分：「ジェンダー配慮に関する記述を導入する要請状況」に変更</p>

¹ スフィア・プロジェクト（注「人道憲章と人道対応に関する最低基準」）、HAP 基準（Humanitarian Accountability Partnership、注「人道支援の品質管理と説明責任に関する国際基準」）、Inter-agency Network for Education in Emergency（注「教育ミニマムスタンダード（緊急時の教育のための最低基準）」）による緊急時の教育のため最低基準など。

	具体策 2 【計画立案】	女性・女兒等の固有の状況・ニーズを反映した事業形成。	〈指標1〉計画立案におけるジェンダー配慮の状況。 〈指標2〉 キャンプ、避難所その他設営（シェルター、給水所、トイレ設置）を構成要素とする事業のうち、女性・女兒等の固有の状況・ニーズにかかる配慮状況。	外務省 JICA	ハイライト部分：「キャンプ・避難所の運営、水・衛生・衛生促進（WASH）、食料・栄養、シェルター、生活支援、物資配布、保健・医療、教育及び啓発活動等に関する事業のうち、」に変更
	具体策 3 【実施・制度構築】	食料等配給事業、シェルター配布事業、給水と衛生事業等において周縁化されがちな女性・女兒等が保護され、公平に支援を受けられる仕組みの構築。	〈指標2〉受益者側の女性による支援活動への関与状況。 〈指標3〉物資配布（日用品・衛生用品、食料、シェルター、衣類等）や給水などにおいて、女性・女兒等の固有の状況・ニーズへの配慮の状況。	外務省 JICA	ハイライト部分：「水・衛生・衛生促進（WASH）、食料・栄養、シェルター、生活支援、物資配布、保健・医療、教育及び啓発活動等に関する事業」に変更
	具体策 5 【GBV等の防止・対策・保護】	女性・女兒等に対するGBV等の防止・対策・保護への取組の支援。	〈指標1〉被援助国の機関・組織のうち、派遣要員に対してGBV等の予防や対策についての研修支援状況。 〈指標3〉GBV等の被害者救済のメカニズムの被援助国内（関係機関及び受益者）への事前の	JICA	

			周知の支援状況。 〈指標4〉我が国が関与する支援事業・活動において、キャンプ・避難所設営の際に、GBV等の被害者のニーズ配慮状況。		
目標2 (移行期)	女性・女兒等が支援から取り残されないよう、緊急人道支援から復興支援への継ぎ目のない移行期の支援の重要性に留意する。女性・女兒等の固有の状況・ニーズを考慮し、女性の安全を確保した上で、女性のエンパワーメントの向上や経済的自立に取り組む。資金の調達及び配分のギャップにより、女性・女兒等が復興プロセスから疎外されることがないようにする。				
	具体策1 【資金の確保】	女性・女兒等の脆弱層への支援及びジェンダー主流化を進める事業への支援。	〈指標1〉ジェンダーに配慮した事業の実施状況。 〈指標2〉女性・女兒等の経済的自立を促進するためのエンパワーメントの向上を支援する事業の好事例の特定と周知。 〈指標3〉女性の雇用創出・収入向上・就労支援等の事業の好事例の特定と周知。雇用における平等を支援する事業の好事例と周知。	外務省 JICA	
	具体策2	事業計画の企画・立案・実施に、女性・	〈指標1〉我が国が関与する支援事業において、企画・立案・	外務省 JICA	

	【固有の状況・ニーズの反映】	<p> 女児等の固有の状況・ニーズを反映。 </p>	<p> 実施に関する受益者の声の反映状況。 </p>		
<p> 目標3 (復興期) </p>	<p> 紛争や災害後の難民や国内避難民の帰還・再統合支援を含む復興支援事業の計画策定・実施・モニタリング・評価に至る一連のプロセスを通じてジェンダー視点を取り入れ、女性・女児等の権利の促進、ジェンダー平等と公平性が実現されることによって、支援の効果が向上する。 </p>				
	<p> 具体策1 【計画策定】 </p>	<p> 事業の計画策定へのジェンダー視点の導入。 </p>	<p> 〈指標1〉女性・女児を主な裨益対象とした事業の支援実施状況。 〈指標2〉ジェンダーに配慮した事業の支援実施状況。 〈指標3〉計画策定に従事する女性スタッフの配置状況。 〈指標4〉受益者の意見を計画に反映させる際の、女性・女児等の声の反映した好事例。 </p>	<p> 外務省 JICA </p>	<p> 「女性・女児等」に変更 </p>
	<p> 具体策2 【女性の参画】 </p>	<p> 事業の実施における女性の参加の確保。 </p>	<p> 〈指標1〉事業の実施に従事する女性スタッフの配置状況。 </p>	<p> 外務省 JICA </p>	
	<p> 具体策 </p>	<p> 事業のモニタリン </p>	<p> (指標1) 事業のモニタリング </p>	<p> 外務省 </p>	<p> 「女性・女児等」に変更 </p>

3 【モニタリング】	グ、評価へのジェンダー視点の導入。	において、 女性 の保護及び参画を踏まえたジェンダー配慮の実施状況（。 （指標2）事業の評価において、 女性 の保護及び参画を踏まえたジェンダー配慮の実施状況。	JICA	
具体策4 【実施・制度構築】	事業全般に 女性 が積極的に参加できる仕組み（制度面・エンパワーメント）の構築。	（指標1）我が国が実施する事業に 女性 が積極的に参加できる仕組みを示した好事例の特定と周知状況。 〈指標2〉女性のエンパワーメント関連事業の実施状況。	外務省 JICA	「女性・女兒等」に変更
具体策5 【男性・男児の関与】	紛争・災害後の復興期の社会において、男性・男児が直面する課題及びそれらの課題がジェンダー間の関係性・GBV等の発生等に与える影響の調査への支援や男性・男児がGBV等の防止及び女性・女兒等の支援に貢献する事業への	〈指標1〉GBV等の解決への取組として避難所等において男性・男児向けの教育・スポーツ・レクリエーション活動などを支援する事業の実施状況。 〈指標2〉男性・男児が抱える悩みや相談を受けるカウンセラーや窓口の配置を支援する事業の実施状況。 〈指標3〉男性の指導員（他の男性に対してGBVの防止・夫婦間の役割の分担やコミュニケ	外務省 JICA	

		支援。	ーションの大切さ・育児への取組等を啓発する人)の育成を支援する事業の実施状況。		
目標4 (重点課題)	人道・復興支援を行うに当たっては、人間の安全保障に直結する保健医療、教育、農業、インフラ整備、武装解除・動員解除・社会復帰(DDR)、司法制度支援事業等の重点課題の解決を目指す。その際、女性・女兒等のニーズが特に高い分野への支援を強化する。				
	具体策1 【保健】	女性、女兒等が基礎的医療サービスを楽しむよう支援。特に、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(SRHR)を確保。女性・女兒のセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツのために不可欠である男性・男児の協働も支援。	〈指標1〉我が国が関与する支援事業について、分娩や周産期ケアにかかる支援の好事例の特定と周知状況。 〈指標2〉性感染症に関する支援事業のの実施状況。 〈指標3〉その他女性固有の健康上のニーズ(リプロダクティブヘルスなど)に特化した支援事業の実施状況。 〈指標4〉我が国が関与する支援事業について、コミュニティ・ヘルスワーカーの育成計画等にかかる支援の好事例の特定と周知状況。 〈指標5〉我が国が関与する支援事業について、セクシュア	外務省 JICA	

			ル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する研修の実施状況。		
	具体策 2 【教育 1】	紛争下においても学校教育及び学校外教育が継続されるための支援。 また、紛争時に教育を受けることができなかつた子供、若者に対する教育機会の提供支援。	〈指標1〉二国間、多国間、NGOを通じた支援の状況。 〈指標2〉就学年齢を超えた子供・若者も含め教育機会の提供を支援している事例。	外務省 JICA	
	具体策 3 【教育 2】	女性・女兒に対する平等な教育を支援。	〈指標1〉我が国が関与する事業について、女性・女兒の進学率、識字率、就学率、修了率、女性教員の割合向上等に向けたジェンダー格差是正にかかる支援の状況。 〈指標2〉我が国が関与する事業における教育環境の女性・女兒へのニーズ配慮状況。 〈指標3〉我が国が関与する事業について、職業訓練、識字教育、教員の能力強化等における機会平等へ配慮した事業の事	外務省 JICA	

			例の特定。		
	具体策 4 【農業】	復興のための農業・農村開発支援にジェンダー視点を組み込む。	〈指標1〉計画策定における意思決定に女性が参加した好事例の特定・周知状況 〈指標2〉事業に女性の参加やジェンダー配慮がなされた好事例の特定・周知状況。	外務省 JICA	
	具体策 5 【生計支援、収入向上】	復興にかかる生計・収入向上支援事業にジェンダー視点を組み込む。	〈指標1〉計画策定における意思決定に女性が参加した好事例の特定と周知状況。 〈指標2〉事業に女性の参加やジェンダー配慮がなされた好事例の特定・周知状況。	外務省 JICA	
	具体策 6 【インフラ整備】	復興のためのインフラ整備に女性・女児の保護やジェンダー視点を組み込む。	〈指標1〉計画策定及び実施に女性の参加が確保され、その声の反映状況。 〈指標2〉計画実施前インパクト調査におけるジェンダー及び女性・女児への影響(事業地近隣での売買春の増大、HIV/AIDS/性感染症の拡大等)に基づき適切な対策・活動(性感染症予防教育等)の確認及び実施状況。	外務省 JICA	

	具 体 策 7 【 DDR-S SR】	紛争後の元兵士（子共兵を含む）の武装解除（DDR）への女性・女児の保護を組み込む。除隊後の社会復帰を支援する事業へのジェンダー視点を組み込む。	<指標1> 我が国が関与する武装・動員解除の対象となった武装組織の女性・女児の人数・配置を示すデータの有無。 <指標2> 我が国が関与する武器の回収や武装解除等を実施する要員の中で、ジェンダー研修を受けた者又はジェンダー担当者の有無。 （指標3）元兵士の社会復帰事業に女性・女児等の特定のニーズに配慮した対応した事業の実施状況。	外務省 JICA 防衛省	
	具 体 策 8 【 司 法 制 度 支 援】	紛争後の司法改革を支援する事業にジェンダー視点を組み込む。	<指標1> 紛争後において、我が国が関与する新たな制度づくり支援にジェンダー配慮がなされている事業の支援状況。 <指標2> 法執行官や法務補助員等の育成（ジェンダーに関する研修等）の支援状況。	外務省 JICA	
目 標 5	人道復興支援の計画策定・実施に関与する各組織がジェンダー・バランスを考慮した人員配置や研修等、ジェンダー主流化の取組を実施し、GBV等からの保護の体制を整備することで、事業におけるジェンダー視pointsの導入を徹底する。				
	具 体 策	計画策定・実施の際	<指標1> 我が国の支援の受入	外務省	「組織（特に、事業実施体制）」と

	1	に、ジェンダー視点が組み込まれ、女性・女兒等の保護を助成・委託先に至るまで確保。	団体，事業の委託先や受注業者等事業に関与する NGO，現地の団体，企業等の組織について，ジェンダー主流化等の仕組みを有するかどうか判別・推進するための対策状況。	JICA	する。
--	---	--	--	------	-----